

平成 26 年 7 月 10 日

各 位

会社名 株式会社ベリサーブ
代表者名 代表取締役社長 新堀義之
(コード番号:3724 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 高橋 豊
(TEL 03-5909-5700)

当社株式の市場第一部指定替え猶予期間（株主数）入りに関するお知らせ

当社株式につきまして、平成 26 年 7 月 10 日付にて株式会社東京証券取引所より市場第一部指定替え猶予期間（株主数）入りした旨の発表がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指定替え猶予期間入りの理由

当社単元株式保有株主数が、事業年度末である本年 3 月 31 日時点において、株式会社東京証券取引所所有価証券上場規程 第 311 条第 1 項第 1 号に定める株主数（事業年度の末日において 2,000 人）を満たさなかったことから、有価証券上場規程施行規則 第 311 条第 1 項 a の規定に基づき、「審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過するまでの間に、株主数が 2,000 人以上とならない場合において市場第二部銘柄への指定替えとなる」猶予期間入りとなりました。

2. 指定替え猶予期間

平成 26 年 4 月 1 日から、平成 27 年 3 月 31 日まで。

なお、上記期間中の基準日等時点において、株主数が 2,000 人を超えた場合は猶予期間入りから解除されます。

3. 今後の対応について

今後の対応といたしましては、各種 I R 活動等、株主数増加に向けた施策の実施に努めてまいります。

このたびの市場第二部銘柄への指定替え猶予期間入りにより、株主の皆様には、ご心配をお掛けいたしますことを、お詫び申し上げますとともに、何卒ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上